

令和4（2022）年度
兵庫県立芦屋国際中等教育学校

P T A 総会資料

書面表決

総会次第

議事

- ① 令和3年度事業報告
- ② 令和3年度収支決算報告
- ③ 会計監査報告
- ④ 令和4年度P T A本部役員・会計監査の承認
- ⑤ 令和4年度事業計画（案）の審議
- ⑥ 令和4年度収支予算（案）の審議
- ⑦ 規約改正についての審議

令和3年（2021）度事業報告

■ 本部及び運営委員会活動

4月	24日	令和3年度PTA総会（書面表決）
	30日	第1回PTA本部役員会（Web会議Zoom）
5月	8日	第1回PTA運営委員会（Web会議Zoom）
	21日	6年次対象Garoonログイン説明会（Web開催Zoom）
	28日	1年生対象Garoonログイン説明会（Web開催Zoom）・臨時本部役員会（Web会議Zoom）
6月	4日	5年次対象Garoonログイン説明会（Web開催Zoom）
	11日	2年生対象Garoonログイン説明会（Web開催Zoom）
	18・19日	文化祭 芦国Tシャツ・芦国タオル販売
	21日	第2回PTA本部役員会（Web会議Zoom）
	24日	第1回学校評議員会
	25日	4年次対象Garoonログイン説明会（Web開催Zoom）
7月	3日	第2回PTA運営委員会
	9日	3年生対象Garoonログイン説明会（Web開催Zoom）
	31日	臨時本部役員会（Web会議Zoom）
8月	25日	第3回PTA本部役員会（Web会議Zoom）
	28日	オンライン進路学習会
9月	4日	第3回PTA運営委員会（Web会議Zoom）
	25日	体育大会 芦国Tシャツ・芦国タオル販売
10月	14日	第2回学校評議員会
	22日	第4回PTA本部役員会（Web会議Zoom）
11月	6日	第4回PTA運営委員会
12月	14日	第1回ふるさと貢献活動「クリーンアップ芦屋」参加
1月	7日	第5回PTA本部役員会（Web会議Zoom）
	22日	第5回PTA運営委員会
2月	9日	オンライン研修会
	10日	合格者説明会 PTA入会申込書・令和4年度学年委員希望調査票配布
3月	2日	記念品贈呈式
	3日	卒業式
	8日	PTA予算委員会（Web会議Zoom）
	11日	新2年～新6年次学年委員希望アンケートフォーム配信
	17日	第3回学校評議員会
	18日	第6回PTA本部役員会（Web会議Zoom）
	24日	入学者説明会参加 PTA入会申込書・新1年生学年委員希望調査票回収 新1年生学年委員選出
4月	2日	第6回PTA運営委員会
	8日	入学式
	11日	離任式
	15日	令和3年度末会計監査
	24日	令和3年度PTA総会（書面表決）・新旧PTA役員引き継ぎ会

文化委員会活動

5月	8日	第1回文化委員会
	17日	第2回文化委員会
	24日	第3回文化委員会
6月	4日	第4回文化委員会
	18・19日	文化祭(スナック配布、広報活動)
7月	3日	第5回文化委員会
8月	17日	第6回文化委員会
9月	22・24日	体育大会バルーンアート事前準備
	25日	体育大会(バルーンアート設置、ボンボン贈呈式、広報活動)

広報委員会活動

5月	8日	第1回広報委員会
6月	19日	文化祭取材
	26日	文化祭フォトコンテスト
7月	2日	WEB版 AIS TIMES「文化祭特集」公開
	8日	AIS TIMES53号校了
	19日	AIS TIMES53号発行
	19日	WEB版 AIS TIMES「先生紹介」公開
9月	4日	第2回広報委員会
	25日	体育大会取材
10月	22日	WEB版 AIS TIMES「体育大会特集」公開
12月	14日	クリーンアップ芦屋取材
	24日	WEB版 AIS TIMES「クリーンアップ芦屋」公開
2月	4日	WEB版 AIS TIMES「部活動紹介」公開
3月	2日	WEB版 AIS TIMES「卒業記念特集」公開
		WEB版 AIS TIMES「委員を務めて」公開

本部役員選考委員会活動

11月	26日	本部役員希望・推薦調査アンケート配信・配付
12月	3日	本部役員希望・推薦調査アンケート回答回収、結果集計
	13日	次年度本部役員候補者内定

各学年委員会活動

1年	6月	28日	「ホームページでの学年懇談会」お手紙印刷&配布	
		11月	24日	「AI発表食堂レポート」お手紙印刷と配布
		2月	21日	合唱参観・AI展示レポートをホームページで公開
		3月	16日	「AI発表会」お手紙印刷と配布
2年	7月	5日	懇親会	
		1月	18日	トライやるウィーク活動報告をホームページで公開
		3月	12日	Zoom懇親会
3年	6月	30日	文化祭レポートをホームページで公開	
		7月	16日	AI茶道・華道体験授業レポートをホームページで公開
		10月	18日	AI 韓国・朝鮮語クラス(華道授業)レポートをホームページで公開
		3月	21日	アートマイルレポートをホームページで公開
		4月	6日	前期課程修了式レポートをホームページで公開
4年次	7月	9日	進路保護者会の動画をホームページで公開	
		12月	29日	ジャーナリスト西谷さんの講義をホームページで公開
5年次	7月	6日	ビデオ鑑賞de懇親会	
6年次	5月	26日	卒業証書ホルダー発注	
		7月	6日	懇親会(卒業関連準備アンケート)
			8日	コサージュ発注
		1月	27日	USBメモリ+ブレアップロード画像発注
		2月	22日	パン(卒業式で配付)・卒業式写真データ発注
		3月	2日	卒業式準備
			3日	卒業式・卒業を祝う会(国際交流ホール)

令和3(2021)年度 収支計算書

自.令和3年4月1日 至.令和4年3月31日

収入の部 (単位:円)

科目	予算金額	決算金額	差引残高	摘要
前年度繰越金	911,378	911,378	0	
会費	2,820,000	2,657,500	△162,500	500円×生徒数×12ヶ月
活動・製作収入	0	3,000	3,000	芦国Tシャツ・芦国タオル売上収入
雑収入	0	11,595	11,595	預金利息他
当期収入合計	(2,820,000)	(2,672,095)	(△147,905)	
収入合計	3,731,378	3,583,473	△147,905	

支出の部 (単位:円)

科目	予算金額	決算金額	差引残高	摘要
運営費	(590,000)	(338,975)	(△251,025)	
総務費	360,000	219,561	△110,439	交通費、各種負担金
事務費	80,000	33,826	△46,174	消耗品(印刷用紙、PTA名札、文房具)等、通信・印刷費
情報関連費	70,000	27,788	△42,212	HP用レンタルサーバ料、PTA連絡網マメール利用料、サイボウズ利用料、Zoo
渉外費	60,000	57,800	△2,200	PTA保険等
慶弔費	20,000	0	△20,000	生徒保護者慶弔費
事業費	(2,785,000)	(2,288,060)	(△496,940)	
学年活動費	80,000	28,740	△51,260	今年度の支出は、6年次のみ
文化活動費	20,000	14,653	△5,347	文化祭(袋代)、体育大会の生徒応援プロジェクト
交流活動費	80,000	6,978	△73,022	オンライン進路学習会、オンライン研修会のお礼
広報活動費	170,000	164,995	△5,005	PTA広報紙53号印刷代、広報(ホームページ記事投稿)
部活動援助費	450,000	450,000	0	部活動援助費
課外活動援助費	150,000	104,310	△45,690	横断幕、旅費・交通費
学校行事援助費	150,000	57,530	△92,470	クリーンアップ芦屋、文化祭スナック配布
図書充実費	310,000	306,143	△3,857	書籍
進路指導費	500,000	494,733	△5,267	進路関連図書・資料(過去入試問題集等)
国際交流援助費	50,000	0	△50,000	
卒業関連費	280,000	276,686	△3,314	卒業証書ホルダー、コサージュ、USBスティック、画像データ購入、花束等
環境整備費	30,000	20,000	△10,000	卒業式・入学式の花鉢(各10鉢x2=20鉢)
英字新聞費	15,000	13,292	△1,708	英字新聞
その他活動・製作費	150,000	0	△150,000	PTAグッズ製作・購入費
教育振興費積立金	100,000	100,000	0	教育改善等に関する活動のための積立金
周年行事積立金	250,000	250,000	0	周年行事開催のための積立金
予備費	356,378	607,640	371,262	PTA会員専用サイト業者依頼費
当期支出合計	(3,611,378)	(3,234,675)	(△376,703)	
次年度繰越金	0	348,798	348,798	
支出合計	3,731,378	3,583,473	△147,905	

■ 教育振興費積立金(別通帳)

収入の部 (単位:円)

項目	予算額	収入済額	増減	摘要
R2(2020)年度繰越金	1,320,506	1,320,506	0	
R3(2021)年度積立金	100,000	100,000	0	事業費から
雑収入		12	12	預金利息
合計	1,420,506	1,420,518	12	支出なし 全額次年度に繰り越し

■ 周年行事積立金(別通帳)

収入の部 (単位:円)

項目	予算額	収入済額	増減	摘要
R2(2020)年度繰越金	2,438,262	2,438,262	0	
R3(2021)年度積立金	250,000	250,000	0	事業費から
雑収入	0	21	21	預金利息
合計	2,688,262	2,688,283	21	支出なし 全額次年度に繰り越し

監査報告

決算監査を実施した結果、適正であったことを報告いたします。
2022年4月15日

会計監査 友繁 香織 会計監査 清村 佳美

令和4年（2022）度 P T A 本部役員・会計監査候補者一覧

本部役員	名前	学年等
会 長	入江 幸太郎	6年
後期課程 副会長	荒井 ふみ	5年
前期課程 副会長	川島 央	2年
書 記	嘉儀 英里子	4年
	辻 富士美	2年
会 計	寺畑 智子	5年
顧 問	磯村 要	学校長
総 務	福畠 一良	後期課程 教頭
	藤川 明人	前期課程 教頭
	谷元 浩好	事務長
会計監査	須永 容子	5年
	清村 佳美	4年

令和4（2022）年度事業計画（案）

内容	回数（期日）	備考
総会	1回（4月23日）	書面表決
本部役員会	6回程度	
運営委員会	6回程度	
各委員会	必要に応じ随時	
PTA広報ページ作成	必要に応じ随時	
ハッスルスポーツ大会	1回	
PTA1-Day講座	2回程度	
学年懇親会	1～3回	
制服等リユース品配布	2回程度	
進路学習会（学校と共催）	1回	
PTAホームページの更新・管理	随時	

また、下記の学校行事に協力参加する

■学校行事（予定）

6月	文化祭
9月	体育大会
11月	トライやる・ウィーク
3月	合唱コンクール
年2回（12月・3月）	ふるさと貢献活動「クリーンアップ芦屋」

令和4（2022）年度 収支予算（案）

収入の部					（単位：円）
項目	予算額	前年度予算額	増減	摘要	
前年度繰越金	348,798	911,378	△ 562,580		
当期収入					
会費	2,820,000	2,820,000	0	500円×生徒数(470人)×12ヶ月	
活動・製作収入	0		0	P T Aグッズの収入・文化祭収入	
雑収入	0		0	預金利息他	
合計	2,820,000	2,820,000	0		
収入合計	3,168,798	3,731,378	△ 562,580		

支出の部					（単位：円）
項目	予算額	前年度予算額	増減	摘要	
運営費	930,000	590,000	340,000		
総務費	360,000	360,000	0	交通費、各種負担金	
事務費	80,000	80,000	0	消耗品（印刷用紙、P T A名札、文房具）等、通信・印刷費	
情報関連費	400,000	70,000	330,000	HP運営費(360,000円)+HP用ケーブル材料料(5,568円)+サイボウズ利用料(10,890円)+ZOOM使用料(19,881円)	
渉外費	70,000	60,000	10,000	P T A保険等	
慶弔費	20,000	20,000	0	生徒保護者慶弔費	
事業費	1,890,000	2,785,000	△ 895,000		
学年活動費	80,000	80,000	0	各学年親睦活動費等	
文化活動費	10,000	20,000	△ 10,000	文化活動費等	
交流活動費	80,000	80,000	0	ハッスルスポーツ大会、P T A1-Day 講座、PIAコーラス活動、料理講座、その他の企画	
広報活動費	10,000	170,000	△ 160,000	広報活動費等	
部活動援助費	0	450,000	△ 450,000	部活動援助費 *生徒会費からの支出に一元化	
課外活動援助費	150,000	150,000	0	横断幕、旅費・交通費	
学校行事援助費	100,000	150,000	△ 50,000	クリーンアップ芦屋、ディベート大会等の横断幕・旅費・交通費	
図書充実費	310,000	310,000	0	図書館等の書籍・資料の充実費	
進路指導費	500,000	500,000	0	進路関連図書・資料費	
国際交流援助費	0	50,000	△ 50,000	国際活動への援助・研修生等受入費用・国際交流チーム親睦活動費等	
卒業関連費	280,000	280,000	0	記念品、花束等	
環境整備費	20,000	30,000	△ 10,000	卒業式・入学式の花苗購入費	
英字新聞費	0	15,000	△ 15,000	英字新聞 *3年間に及ぶ話し合いの結果、学校に了承を得て削減	
その他活動・製作費	150,000	150,000	0	P T Aグッズの製作・購入費	
教育振興費積立金	100,000	100,000	0	教育改善等に関する活動のための積立金	
周年行事積立金	100,000	250,000	△ 150,000	周年行事開催のための積立金	
合計	2,820,000	3,375,000	△ 555,000		
予備費(繰越金)	348,798	356,378			
支出合計	3,168,798	3,731,378	△ 562,580		

■ 教育振興費積立金（別通帳）

収入の部					（単位：円）
項目	予算額	前年度予算額	増減	摘要	
2021年度繰越金	1,420,518	1,320,506	100,012		
2022年度積立金	100,000	100,012	△ 12		
合計	1,520,518	1,420,518	100,000		

■ 周年行事積立金（別通帳）

収入の部					（単位：円）
項目	予算額	前年度予算額	増減	摘要	
2021年度繰越金	2,688,283	2,438,262	250,021		
2022年度積立金	100,000	250,021	△ 150,021		
合計	2,788,283	2,688,283	100,000		

兵庫県立芦屋国際中等教育学校PTA規約の改正について(案)

1. 「第2章組織・細則兵庫県立芦屋国際中等教育学校PTAホームページ運用規定の改正」について

■改正理由 PTAの任意加入の明確化に伴い条項の追加、持続可能なホームページ運用のため条項の削除

◆条項の追加

第2章組織

<会員>

第4条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者ならびに本校に勤務する教職員とする。

2 この会へは自由意志で入会し、また退会できる。

3 この会の入会希望者は、入会届を提出する。

4 この会の退会は下記のとおりとする。

イ) 自動退会：子の卒業、転校または転勤校の移動によって会員資格を失うものは会員資格の消滅をもって自動退会となる。

ロ) 任意退会：自由意志によって退会するものは退会届を提出する。

◆条項の削除

細則 兵庫県立芦屋国際中等教育学校PTAホームページ運用規定

第3条 ホームページ作成・更新は、「ホームページチーム」が担当する。

ホームページチームは、本部役員、広報委員、文化委員から各1名以上、及びホームページボランティアで構成する。

ホームページ管理責任者はホームページチームの中から互選する。

■施行期日 この規約は、令和4年4月23日より施行する。

兵庫県立芦屋国際中等教育学校P T A規約

第1章 総則

<名称>

第1条 本会は兵庫県立芦屋国際中等教育学校P T Aと称する。本会の事務所は兵庫県立芦屋国際中等教育学校内に置く。

<目的>

第2条 本会は、家庭と学校の連絡を密にして、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長を図ることを目的とする社会教育団体であり、特定の宗教や政党の色彩及び営利を目的としない。

<活動方針>

- 第3条 本会の目的を達成するために、次の方針により活動を行う。
- (1) 学校教育の目的を達成するため、学校の事業に対して協力する。
 - (2) 家庭や地域社会における生徒の健全育成の充実を図る。
 - (3) 生徒の健全育成を図るため、保護者、教職員のための研修活動を行う。

第2章 組織

<会員>

- 第4条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者ならびに本校に勤務する教職員とする。
- 2 この会へは自由意志で入会し、また退会できる。
 - 3 この会の入会希望者は、入会届を提出する。
 - 4 この会の退会は下記のとおりとする。
 - イ) 自動退会：子の卒業、転校または勤務校の移動によって会員資格を失うものは会員資格の消滅をもって自動退会となる。
 - ロ) 任意退会：自由意志によって退会するものは退会届を提出する。

<機関>

- 第5条 本会に次の機関を置く。
- (1) 総会
 - (2) 運営委員会
 - (3) 本部役員会
 - (4) 学年委員会
 - (5) 広報委員会
 - (6) 文化委員会
 - (7) 予算委員会
 - (8) 本部役員選考委員会

<総会>

- 第6条 定例総会は本会の最高議決機関であり、毎年1回開催し、役員・会計監査の決定の承認を得るとともに予算及び決算、その他重要事項を審議する。
- 2 総会は、委任状を含め、家庭数の3分の1以上をもって成立する。
 - 3 総会の議決権は出席者の過半数をもって認める。
 - 4 規約の改廃は、総会の決議を経て、総会の過半数の承認を得なければならない。
 - 5 臨時総会は会長が必要と認めたとき及び家庭数の2割以上の要求(趣旨・署名)がある時、会長がこれを召集する。

<運営委員会・本部役員会・各委員会>

- 第7条 運営委員会は、本部役員、顧問、総務及び学級委員をもって構成し、年6回程度開催する。運営委員会は総会に次ぐ議決機関とし、必要に応じて細則、規定の改廃・制定を定員の過半数の承認をもって行うことができる。
- 2 本部役員会は、役員をもって構成し、年6回程度開催する。ただし、役員会には必要に応じて学年委員長・広報委員長・文化委員長が出席するものとする。
 - 3 学年委員会は、各学年ごとに設置し、各学年の学年委員で構成する。
 - 4 広報委員会は、学年委員からなる広報委員で構成する。
 - 5 文化委員会は、学年委員からなる文化委員で構成する。
 - 6 予算委員会は、本部役員及び総務をもって構成する。ただし、必要に応じて各委員会委員長等が出席するものとする。
 - 7 本部役員選考委員会は、学年委員からなる本部役員選考委員をもって構成する。また、必要に応じて本部役員が出席する。
 - 8 各委員会には、各委員の互選による正副委員長を置き、必要に応じて随時開催する。ただし、予算委員会の委員長、副委員長は、会長、副会長とする。

第3章 役員及び委員等

<役員>

第8条 本会の役員は下記の通りとする。

本部役員 6名 学年委員 24名 顧問(前会長・校長) 総務(教頭・事務長)

<本部役員>

第9条 本会の本部役員は下記の通りとする。

<委員> 会長 1名 副会長 2名(前期課程 1名、後期課程 1名) 書記 2名 会計 1名

第10条 本会の委員は下記の通りとする。

学年委員 24名(文化委員 12名、広報委員 12名) 教職員(若干名)

<会計監査>

第11条 会計監査は2名とする。

<本部役員・学年委員・会計監査の任務>

第12条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその代理を務める。

3 書記は本会の活動状況を記録し、会員に通知する。

4 会計は本会のすべての収入支出の記録と領収書を保管し、会計簿はいつでも会員の閲覧に供するとともに、必要に応じて会計報告をする。

5 学年委員は、各学年の懇親会等の企画・運営を行う。

6 学年委員のうち文化委員は、P T Aの文化活動の企画・運営を行う。

広報委員は、P T Aの広報活動を行う。

7 本部役員選考委員は、次期役員及び会計監査の選出に係る事務を行う。

8 会計監査は、本会の会計の監査にあたり、総会において内容を報告する。

また、本部役員会に出席することができる。

<本部役員・会計監査・委員の選出>

第13条 本部役員選考委員は、会員全体に対して、本部役員への希望調査を実施し

本部役員候補者を本部役員選考委員会へ推薦する。

2 前項の規定により本部役員選考委員会に推薦された者の互選により、会長、副会長、書記、会計候補者を選出し、総会において決定する。本部役員選考委員会委員長は会を総括し、総会において選考経過を報告する。

3 会計監査は、本部役員経験者の中から本部役員選考委員会が選出し、総会において承認を得る。

4 学年委員は、学年ごとに4名選出し、4名のうち2名ずつが広報委員・文化委員を担当する。

5 本部役員選考委員は、1年生から5年次生までの各学年委員の中から1名ずつ選出する。

<役員・委員・会計監査の任期>

第14条 本部役員・委員・会計監査の任期は、いずれも1年とし、再任を妨げない。

2 本部役員・委員・会計監査に欠員が生じた場合は、運営委員会に一任する。

第4章 会 計

<会計年度>

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

<会 費>

第16条 会員は会費として毎月500円を納めるものとする。ただし、家庭の事情により収めることのできないものは会長及び顧問の判断により会費の免除を受けることができる。

第17条 本会の経費は会費をもってあてる。

第18条 本会所有の会費は会計がこれを保管し、運営委員会で指定した金融機関に預金する。

第5章 その他

第19条 本会の活動上必要な事項は、運営委員会の決議を経て別に細則を定める。

第20条 本会の活動上必要に応じて、各種委員会を運営委員会の決議を経て設置できる。

附 則

<施行期日>

- 1 この規約は平成15年5月より実施する。
(平成17年4月29日改訂)
(平成18年4月29日改訂)
(平成19年4月28日改訂)
(平成21年4月25日改訂)
(平成25年4月27日改訂)
(平成29年4月23日改訂)
(令和2年5月15日改訂)
(令和4年4月23日改訂)

■ 本部役員・学年委員・会計監査の選出に関する細則

<役員等の選出に際しての配慮事項>

第1条 兵庫県立芦屋国際中等教育学校PTA規約第13条に規定する本部役員、学年委員及び会計監査の選出にあたっては、次の事項に配慮し、該当者より辞退届が提出された場合は受理することとする。

- (1) 過去2年以内に、本部役員、会計監査、学年委員を経験している。
- (2) 次年度に他校の役員が内定している。
- (3) その他、本部役員選考委員会がやむを得ない事情があると認められる場合。

附 則

<施行期日>

- 1 この規約は平成15年5月より実施する。
(平成18年4月29日改訂)
(令和2年5月15日改訂)

■ 課外活動に関する細則

本細則は、兵庫県立芦屋国際中等教育学校の生徒による課外活動の活性化を目的として、本校PTAがその予算において、生徒が課外活動に関して大会に参加するために要する旅費（交通費・宿泊費）を補助し、また、課外活動における優秀な成績を称える掲示を出すための費用を支出し、これらの補助・支出に当たり、予算を公平・公正かつ適時に執行するために制定する。

第1条 旅費の補助対象

本細則で旅費の補助対象となる課外活動に関する大会とは、部活動、同好会、その他、ディベート大会など、生徒たちの部活動に準ずる、文化的または体育的活動に関する大会で、以下の条件をすべて満たすものとする。

ただし、部活動、同好会に関しては、(4) (5)を条件としない。

- (1) 学校長が参加を承認したもの
- (2) 県の代表、またはこれに準ずるか、それ以上の資格で参加するもの
- (3) 大会が、兵庫県芦屋市・西宮市・宝塚市・伊丹市・尼崎市・神戸市東灘区・神戸市灘区以外の場所で開催されるもの
- (4) 学校の教職員が顧問として帯同するもの
- (5) 生徒が公平に参加の機会を与えられたもの

第2条 旅費の補助金額

- 1 1大会あたりの旅費の補助金額は以下のとおりとする。なお、(1) (2)の合計額の上限は、1大会あたり5万円とし、かつ、参加生徒1人あたりの上限を1万円とする。

- (1) 参加する生徒全員の交通費の半額
- (2) 宿泊を伴う場合は、(1)のほかに、参加する生徒全員の宿泊費（税込）の20パーセントに相当する金額

- 2 前項でいう生徒全員には、大会参加者に加え、顧問たる教職員が帯同するのを適当と判断して、帯同する生徒を含む。
- 3 第1項の交通費は、その算出の起点を兵庫県立芦屋国際中等教育学校とし、学割及び団体割引等の割引を適用できる場合は、それら割引を適用後の金額を基準とする。また、大会主催者等から補助がある場合には、その額を控除した
- 4 後の金額を基準とする。
第1項の宿泊費は、大会要項に定めがある場合は、その金額を基準とする。また、大会主催者等から補助がある場合にはその額を控除した後の金額を基準とする。
- 5 1会計年度において、同一の部、同好会その他の団体に対する旅費の補助金額の上限は5万円とする。

第3条 旅費補助の手続

- 1 旅費の補助は、学校長または大会に参加する生徒の保護者が補助を申請し、運営委員会が承認した場合に限り、実施する。
- 2 申請から補助対象の大会が開催されるまでの間に、運営委員会が開催されない場合など緊急を要する場合は、役員及び会計監査と協議の上、補助を実施するかどうかを決定することができ、この場合、会長は、直後の運営委員会にて、この決定を報告する。

第4条 掲示

- 1 学校が課外活動における優秀な成績を称える掲示を出す場合に必要の費用を支出する。
- 2 前項による費用の支出対象となる、課外活動における優秀な成績とは、第1条(1)(2)の条件をいずれも満たす場合をいう。
- 3 本条による費用の支出には、運営委員会の承認を要する。ただし、適切な時期に掲示を行うために必要な場合、会長は、役員及び会計監査と協議の上、本条による支出をするかどうかを決定することができ、この場合、会長は、直後の運営委員会にて、この決定を報告する。

第5条 財源

本細則による補助・支出の財源は、原則、部活動及び同好会に関する大会・掲示については、課外活動援助費、その他の大会・掲示については、学校行事援助費とする。

附 則

<施行期日>

- 1 この規定は平成30年5月より実施する。
(令和2年5月15日改訂)

■ 兵庫県立芦屋国際中等教育学校PTA弔慰規定

<弔 慰>

第1条 会員に対する弔慰については次のとおりとする。

- (1) 在籍中の生徒または保護者の死亡 香料10,000円もしくは供花
- (2) その他、運営委員会が必要と認めた場合は、運営委員会で審議する。
- (3) その他、会長に一任する。

附 則

<施行期日>

- 1 この規定は平成15年5月より実施する。
(平成17年4月30日改訂)
(平成22年4月18日改訂)

■ 細則 兵庫県立芦屋国際中等教育学校PTAホームページ運用規定

第1条 この規程は、兵庫県立芦屋国際中等教育学校PTAホームページ(以下「ホームページ」という)の運営について定める。

第2条 ホームページは、会員の情報発信を主な目的として開設し、原則として次のものを掲載する。

- (1) PTAから会員への連絡
- (2) PTA活動や行事の案内
- (3) その他、PTAが必要と認めたもの

附 則

<施行期日>

- 1 この規定は令和2年5月15日より実施する。
(令和3年4月3日改訂)

(令和4年4月23日改訂)